

議案第22号

葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年3月27日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

保険料率を改めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例

葛飾区国民健康保険条例（昭和34年葛飾区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条の4第1号中「100分の7.25」を「100分の7.14」に改める。

第15条の8中「61万円」を「63万円」に改める。

第15条の12第1号中「100分の2.24」を「100分の2.29」に、「100分の54」を「100分の53」に改め、同条第2号中「1万2,300円」を「1万2,900円」に、「100分の46」を「100分の47」に改める。

第16条の4第1号中「100分の1.85」を「100分の2.03」に、「100分の51」を「100分の53」に改め、同条第2号中「100分の49」を「100分の47」に改める。

第16条の5中「16万円」を「17万円」に改める。

第19条の2中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第1号イ中「8,610円」を「9,030円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同号イ中「6,150円」を「6,450円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改め、同号イ中「2,460円」を「2,580円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第15条の4、第15条の8、第15条の12、第16条の4、第16条の5及び第19条の2の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。